

2027

令和9年度入園用

保育園・認定こども園（保育園コース） 入園のご案内

本案内は、2026年7月現在の内容です。
最新情報は、西尾市公式ウェブサイトで随時お知らせします。
(園見学・説明会、追加募集の対象園、年度途中入園の空き状況、オンライン申請のリンクなど)
<https://www.city.nishio.aichi.jp/kosodate/hoikuen/1005131/index.html>
右のQRコードからもアクセスできます。



もくじ

1 保育園・認定こども園の概要	P.2	11 結果通知後の手続き	P.14
2 保育の必要性の認定	P.2	12 入園後の手続きと注意事項	P.15
3 入園申込の対象者	P.4	13 保育料・副食費	P.16
4 入園可能年齢	P.4	14 保育園・認定こども園一覧表	P.18
5 申込から入園までの流れ	P.5	15 休日保育	P.20
6 申込の方法	P.7	16 特別利用保育（3歳以上児）	P.20
7 申込に必要な書類	P.8	17 こども誰でも通園制度	P.20
8 兄弟姉妹の同時申込	P.10	18 病児・病後児保育	P.21
9 入園選考・利用調整	P.11	19 一時保育	P.21
10 長時間保育	P.12	20 入園Q&A	P.23

西尾市役所（1階）保育課 入園担当
TEL 0563-65-2110（直通） FAX 0563-54-9244
〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

1 保育園・認定こども園の概要

保育園・認定こども園（保育園コース）は、保護者が家庭で保育できない場合に利用できる施設です。

保育園	認定こども園
保護者が仕事や病気などのため保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。	小学校就学前の子どもに教育と保育を一体的に行うことを目的とする施設です。保育を必要とする児童が利用できる「保育園コース」と保育の必要性がない児童が利用する「幼稚園コース」があります。

「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由だけでは入園できません。

この案内における「保護者」とは、原則として児童の父母をいいます。同居の祖父母、おじ・おばは、児童を現に監護する保護者に該当する場合を除き、「保護者」には含まれません。

2 保育の必要性の認定

保育園・認定こども園（保育園コース）を利用するには、保護者全員が下表の「保育を必要とする事由」に該当し、利用のための認定を受ける必要があります。

保育を必要とする事由		認定の基準（条件を満たさない場合は入園できません。）
就労	保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合	1か月の労働時間60時間以上（休憩を除く）を常態としている場合 ※契約時間だけでなく、実際の勤務時間も含めて判断します。 ※有期雇用で更新予定がない場合は、期限付入園となります。
出産	保護者が、出産前後である場合	出産予定日の6週間前の月の初日から、出産翌日の8週間後の日の属する月の末日までの期間にある場合 ※妊娠・出産に伴う長期間の療養が必要なときは、回復するまで入園が可能な場合があります。 【期限付入園】
疾病・障害	保護者本人に、病気・けが、心身の障害がある場合	医師の診断書や障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の病気や心身に障害があると認められる場合 【期限付入園】
家族介護等	保護者が病気や心身に障害がある同居家族を常時介護等している場合	1か月の介護等の時間が60時間以上の場合 【期限付入園】
災害	保護者が、災害（震災、風水害、火災等）の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅が滅失、破損した場合にその復旧のため保育ができない場合 【期限付入園】
就学	保護者が、将来就労につながる就学をしている場合	1か月の授業時間60時間以上の場合 ※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす就労証明書の提出が必要です。 【期限付入園】
求職	（新年度入園第1次募集は3歳以上児クラスのみ） 保護者が求職活動をする場合	求職活動開始日から数えて90日後が属する月の末日までに、入園基準を満たす就労の開始が決定すること 【期限付入園】
育児休業	（3歳以上児クラスのみ） 保護者が育児休業を取得している場合	育児・介護休業法、その他の育児休業に関する法律に基づく育児休業を取得している場合 【期限付入園】
特例	その他	上記以外で保育が必要とされる状態にある場合（虐待やDVのおそれがある場合等） 【期限付入園】

保育の必要量

保護者の就労等の時間数により、保育の必要量が認定されます。

- 就労等で1か月120時間以上 ▶ 保育標準時間
- 就労等で1か月60時間以上 ▶ 保育短時間

※必要量によって長時間保育料が無償化される場合があります。

育児休業に関する特記事項

育児休業を取得した場合、児童の年齢によっては退園していただく場合があります。

3歳以上児	3歳未満児
保護者が育児休業を取得しても引き続き在園することができます。 ※育児休業中は、長時間保育、土曜日保育、休日保育を利用できません。	保護者が育児休業を取得する場合、継続在園できません。ただし、「就労」から「出産」に認定を変更することにより、出産日の翌日から8週間を経過した日が属する月の末日まで在園できます。 この期間の終了後、就労その他の保育を必要とする事由が確認できない場合は、退園となります。 ※保護者の一方が産後休業中の期間に限り、もう一方の保護者が育児休業中であっても、従前の認定を継続できます。（「産後パパ育休」等）

育児休業からの復職予定で申し込む場合は、入園月の末日までに勤務を再開してください。

3歳未満児で保護者が育児休業を取得している場合は、保育を必要とする事由に該当しないため申込できません。ただし、入園希望月の末日までに復職するかたは、実際の復職日に関わらず、その月の1日を利用開始日として申し込むことができます。

復職を前提に申込をした場合は、実際に入園月の末日までに復職し、復職後の就労証明書を提出する必要があります。予定どおり復職できないことが判明した際は、入園前については内定を取り消し、入園後については退園していただきます。

雇用形態が派遣の場合、復帰時の派遣先が決まっていない状況でも申込はできますが、入園月の末日までに派遣先で就労を開始している必要があります。

4月30日まで育児休業を取得し5月1日に復職する場合は、新年度（4月）入園の対象外です。

求職活動に関する特記事項

「求職」は就労先を探している期間に保育園等を利用するための認定です。求職活動とは、求人応募、採用面接、企業訪問、ハローワークでの職業相談など就労に向けた具体的な活動をいいます。「自宅で求人を見ていた」「知人に相談している」などの客観性に欠ける活動は、求職活動とみなしません。

求職活動を理由とする認定期間は、次のうち早い日が上限です。

- 求職活動認定の開始月から数えて3か月目の末日
- 求職活動開始日から数えて90日後が属する月の末日

※在園中に退職した場合は、退職日の翌日を求職活動開始日とします。

※同一年度内に求職活動を理由とする認定を複数回受ける場合は、通算で3か月が上限です。

※年度をまたいで求職活動認定が続く場合でも、認定期間がリセットされるものではありません。

4月1日に求職活動を理由として入園した場合は、6月30日が認定期間の上限となります。

求職活動の状況を毎月確認し、1か月単位で認定を更新します。

求職活動を理由とする認定は1か月単位です。認定期間の末日までに「求職活動状況報告書」の提出があり、求職活動を継続していることを確認できる場合に限り、上限日まで1か月単位で認定を更新します。

認定期間の末日までに求職活動の状況を確認できない場合や、認定期間の上限に達した場合は、求職活動を理由とする認定を終了します。その後、就労その他の保育を必要とする事由が確認できない場合は、退園となります。

3 入園申込の対象者

入園申込の要件

保育園・認定こども園(保育園コース)に入園できるのは、次の①と②を満たす場合です。

① 西尾市にお住まいのかた（入園児童が西尾市に住民登録していることが必要）

※申込時点で西尾市外在住の場合でも、入園日の10日前までに西尾市へ転入いただくことを前提に申込を受け付けます。なお、入園日時点で西尾市に住民登録されていることを確認できない場合は、入園内定を取り消します。

② 3つの認定区分のうち2号認定か3号認定を受けたかた

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず教育を希望するかた	幼稚園、 認定こども園(幼稚園コース)
2号認定	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由により家庭において必要な保育を受けることが難しいかた	保育園、 認定こども園(保育園コース)
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由により家庭において必要な保育を受けることが難しいかた	保育園、 認定こども園(保育園コース)

※定員に余裕のある指定された園に限り、3歳以上児で2号認定を受けられない保護者の子ども（特別利用保育利用児）が入園できる場合があります。（P.20参照）

同時に複数の区分で認定を受けることはできません。

保育園（2号認定）と幼稚園（1号認定）など異なる認定区分の施設を同時に申し込んでいることが判明した場合は、どちらかの申込を辞退していただきます。

世帯状況別の確認事項

ひとり親（母子・父子世帯）としての取扱いには、客観的に確認できる書類が必要です。

児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証などで確認できる場合にひとり親と認定します。

なお、離婚成立前の別居中については、その事実を客観的に確認できる資料を提出することにより、相手のかたに関する書類の提出を省略できる場合があります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

※保護者の海外赴任による「別居」と離婚成立後や内縁関係にあるかたとの「同居」は、同一生計とみなします。

同居する65歳未満の祖父母によって保育が可能な場合、利用調整で減点となります。

提出された自己申告書から、祖父母が就労等により「児童を保育できない状況」であることが確認できない場合は、西尾市保育園・認定こども園入園選考基準において減点対象になります。

同一住所のかたは原則として同一生計とみなしますが、「同一敷地内の別家屋」や「同一家屋で玄関、台所、風呂、トイレを全て別々に設置（完全二世帯住宅）」に該当する場合は生活が完全に独立しているものとして別世帯と認定できます。

医療的ケアが必要な場合やこども発達支援の利用を希望する場合は、申込前に保育課指導担当へご相談ください。（連絡先 直通電話 0563-65-2112）

こども発達支援の実施園：KIRARA保育園、矢田わくわくこども園

4 入園可能年齢

令和9年度に入園可能な児童と本案内に記載の年齢については、次のとおりです。

クラス年齢 (記載年齢)	該当児童の生年月日（西暦）	年齢記載	該当者の生年月日（西暦）
3歳以上児	5歳児 2021年4月2日～2022年4月1日	18歳まで	2009年4月2日以降生まれ
	4歳児 2022年4月2日～2023年4月1日	65歳未満	1962年4月2日以降生まれ
	3歳児 2023年4月2日～2024年4月1日		
3歳未満児	2歳児 2024年4月2日～2025年4月1日		
	1歳児 2025年4月2日～2026年4月1日		
	0歳児 2026年4月2日以降生まれ		

5 申込から入園までの流れ

新年度入園（2027年4月1日入園）第1次募集 ※3歳未満児は求職活動中の申込不可

8月24日（月）から9月25日（金）までオンラインで申請を受け付けます。

01 入園を希望する保育園等の選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 申請前

- ・「申込に必要な書類」（P.8）を確認して、書類の準備をお願いします。
- ・「保育園・認定こども園一覧表」（P.18～19）をご確認ください。
- ・園別の募集人数は公開しません。通園できる範囲で広く園をご検討ください。（最大6園）

02 受付期間中にオンライン申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8月24日（月）～9月25日（金）

- ・先着順ではありません。受付期間中に送信完了した申込が入園審査・利用調整の対象です。
- ・受付期間中は、申請内容の変更や提出書類の差し替えができます。

※受付期間後は、希望園や兄弟姉妹の入園条件など、申込者都合による変更はできません。

03 面接（3歳以上児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10月上旬～10月下旬

- ・第1希望の園で行います。日時は、オンライン申請で利用したメールアドレスに随時通知します。
- ・指定された期間内に面接を受けることができない場合は、入園できませんのでご注意ください。

04 入園審査・利用調整（選考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11月上旬～12月上旬

- ・認定・入園基準を満たしているか審査し、必要に応じて保護者の就労状況等の調査を行います。
- ・入園希望者が園の受入可能人数を超えた場合は、保育を必要とする程度の高い児童を優先します。

05 入園申込結果の発送・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12月中旬

- ・入園が決定したかたへ「認定通知」、「入園承諾書」、「園からのご案内」等を郵送します。
- ※未転入者には入園予定園の健康診断等の案内のみ郵送し、入園承諾書等は転入確認後に発行します。
- ・不承諾（待機）となったかたには、施設利用保留通知書（不承諾通知書）を郵送します。

06 面接（3歳未満児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1月中旬～2月下旬

- ・3歳未満児は、入園が決定した園で面接を行います。
- ・面接の日時は、入園申込結果を郵送する際に案内を同封します。

07 健康診断・用品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2月上旬～3月上旬

- ・入園決定園で行います。詳細は、入園決定時に送付する「園からのご案内」をご確認ください。

08 入園・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4月1日

第1次募集後に空きがある園を対象に、追加募集を行います。

第1次募集を実施後に空きがある場合は、以下の期間に第2次募集、第3次募集を行います。

- 第2次募集：12月16日（水）～ 12月22日（火）
- 第3次募集：2月4日（木）～ 2月10日（水）

面接、健康診断等の日程は、第2次募集と第3次募集の募集要領でお知らせします。

入園予約は、第1次募集後に空きがある園のみで受け付けます。

入園予約とは、年度途中で職場復帰する保護者が、あらかじめ入園を予約しておくことでスムーズに職場へ復帰することを目的とした制度です。

対象者

2027年5月1日～9月30日に、法律で定める産後休業や育児休業の期間を終了して仕事に復帰する保護者で、勤務先を通じて社会保険に加入しているかた

予約できる園

第1次募集を実施後に空きのある園を対象に受け付けます。
詳細は、12月に公表する募集要領でお知らせします。

01 入園を希望する保育園等の選択・・・・・・・・・・・・・申請前

- ・「申込に必要な書類」(P.8)を確認して、書類の準備をお願いします。
- ・「保育園・認定こども園(保育園コース)一覧表」(P.18～19)をご確認ください。
- ・受付期間初日に空き状況を西尾市公式ウェブサイトへ掲載します。

02 受付期間中にオンライン申請・・・・・・・・・・・・・下表参照

- ・先着順ではありません。受付期間中に送信完了した申込が入園審査・利用調整の対象です。
- ・受付期間中は、申請内容の変更や提出書類の差し替えができます。

※受付期間後は、希望園や兄弟姉妹の入園条件など、申込者都合による変更はできません。

03 申込時面接(3歳以上児)・・・・・・・・・・・・・受付期間中

- ・3歳以上児は、市役所保育課窓口で面接を行います。
- ・オンライン申請の受付後、面接日程を調整するため保育課から保護者へ電話で連絡します。
- ・指定された期間内に面接を受けることができない場合は、入園できませんのでご注意ください。

04 入園審査・利用調整(選考)・・・・・・・・・・・・・入園の前々月下旬

- ・認定・入園基準を満たしているか審査し、必要に応じて保護者の就労状況等の調査を行います。
- ・入園希望者が園の受入可能人数を超えた場合は、保育を必要とする程度の高い児童を優先します。

05 入園申込結果の発送・・・・・・・・・・・・・入園の前月上旬

- ・入園が内定したかたへ電話で連絡するとともに、内定通知を郵送します。
- ・不承諾(待機)となったかたには、施設利用保留通知書(不承諾通知書)を郵送します。

06 園面接・・・・・・・・・・・・・入園の前月上旬

- ・入園が内定した児童は、園で面接を行います。
- ・健康診断や用品購入等についても説明を受けます。
- ・面接の日時は、保護者から入園が内定した園へ電話して調整してください。

07 入園承諾通知・・・・・・・・・・・・・入園の前月下旬

- ・園面接で受入が可能と確認できたかたへ、入園承諾書等を郵送します。

08 入園・・・・・・・・・・・・・各月1日

(参考：2026年度途中入園受付日程表)

区分	入園日	受付期間		
途中入園 (次年度継続可)	5月1日	2026年3月5日	～	2026年3月19日
	6月1日	2026年4月6日	～	2026年4月20日
	7月1日	2026年5月7日	～	2026年5月20日
	8月1日	2026年6月5日	～	2026年6月22日
	9月1日	2026年7月6日	～	2026年7月17日
	10月1日	2026年8月5日	～	2026年8月20日
	11月1日	2026年9月7日	～	2026年9月18日
期限付入園 (3月31日退園)	12月1日	2026年10月5日	～	2026年10月20日
	1月1日	2026年11月5日	～	2026年11月20日
	2月1日	2026年12月7日	～	2026年12月18日
	3月1日	2027年1月5日	～	2027年1月20日

※各受付期間の初日午前9時に受付を開始し、最終日午後4時に受付を終了します。

6 申込の方法

入園申込は、オンライン申請のみで受け付けます。
入園を希望する児童1人につき、1回ずつ申請してください。

オンライン申請の流れ

西尾市公式ウェブサイトから対象の手続きを選び、ログイン、入力、書類提出、送信完了まで進めてください。

01 申請ページを開く

以下のURLから西尾市公式ウェブサイトの「保育園・認定こども園」ページを開いてください。

<https://www.city.nishio.aichi.jp/kosodate/hoikuen/1005131/index.html>

右のQRコードからも同じページを開くことができます。

新年度入園、年度途中入園など申し込む手続きのページを選択してください。

各ページに掲載しているリンクから、オンライン申請システムへ進むことができます。



02 ログインする

申請にはログインが必要です。メールアドレスを設定済みのLINEアカウントをお持ちの場合は、「LINEでログイン」を選択できます。それ以外のかたは、「新規登録」からアカウントを登録してください。

03 入力・書類を添付する

申請画面の案内に沿って児童や保護者の情報、希望園等を入力し、就労証明書等の画像データを添付してください。必要な書類は「申込に必要な書類」P.8を確認して、準備してください。

添付書類の画像は、文字や数字を含め、全ページの内容が読める状態で提出してください。

04 送信完了を確認する

送信後に、申請完了メールやマイページの申請履歴を確認してください。

申請後の確認

市からのメールを確認し、差戻しを受けた場合は期限までに再申請してください。

申請完了通知、差戻し、面接日時の案内等は、登録したメールアドレスへ送信します。

差戻し

申込内容や添付書類に不備がある場合は、申請内容を修正していただくため市からオンライン申請を差戻します。差戻しを受けた場合は、指定された期限までに必ず再申請してください。

なお、利用調整では受付期間終了時点における書類により指数を算定します。

差戻しを受けている状態は、申請が完了していません。

指定された期限までに再申請がない場合は、申込がなかったものとして扱います。

オンライン申請のサポート

申請画面の外国語表示	保育課窓口でのスマートフォン操作支援
オンライン申請の画面は日本語で表示されますが、Google Chrome、Safari、Microsoft Edgeなどの翻訳機能を利用することで、外国語で確認できる場合があります。 自動翻訳による表示内容が正確でない場合は、日本語の表示を正しいものとして扱います。 氏名、住所、勤務先名などは、日本語かアルファベットのどちらかで入力してください。	市役所の開庁時間中に、次のものを持って保育課窓口へお越しください。 ● スマートフォンやタブレット端末 ● 就労証明書等の必要書類 ※事前に「申込に必要な書類」(P.8)をご確認ください。

申込が不要になった場合

入園決定前に申込が不要になった場合は、速やかに取下げ手続きをしてください。

転出、幼稚園への入園、家庭での保育などにより申込が不要となった場合は、オンライン申請で申込の取下げ手続きをしてください。

7 申込に必要な書類

書類を準備するときの基本ルール

- 指定様式「有」の書類は、西尾市公式ウェブサイトに掲載している最新版を使用してください。
- 市指定様式の証明書・申告書等は、証明日が申請日の3か月以内のものを提出してください。
- 保育の必要性の証明書類は、原則として父母それぞれについて必要です。

以下の指数算定使用書類の添付がない場合や書類に不備がある場合は、利用調整で減点となります。

「保育の必要性」を証明するもの

対象者 (書類等を用意するかた)		書類名 凡例：◆必須書類 △指数算定使用書類	発行場所等	指定 様式
就労 ※雇用（就 労）の形態 により異な ります。	外勤 （勤務先に 雇用されて いるかた、 法人役員のかた）	◆就労証明書	勤務先	有
		△指数算定に使用する資料として以下のうちいずれか1点		
		- 勤務先を通じて加入している健康保険の資格情報を確認できる資料（マイナポータル画面、資格確認書等）	マイナポータル／健康保険組合等	—
		- 最新年分の源泉徴収票（源泉徴収票が未発行の雇用直後に限り、所定の条件を満たす給与明細書で代用可）	勤務先	—
	自営業主	- 労働条件通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件明示事項が記載されているもの）	勤務先	—
		◆就労証明書	本人	有
		◆最新の確定申告書 第1表か市県民税申告書のどちらか ※新規開業等で未申告の場合は市指定様式「事業開始兼売上申立書」も可	税務署／ 税務課等	—
	自営業専従者 ／家族従業者	◆就労証明書	事業主	有
		◆事業主の最新の確定申告書 第1表か市県民税申告書のどちらか ※新規開業等で未申告の場合は市指定様式「事業開始兼売上申立書」も可	事業主	—
	内職	◆内職証明（申告）書 ※就労証明書は不可	委託元／本人	有
育児休業 ※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の法律で規定された育児休業	業務委託	◆業務委託証明（申告）書 ※就労証明書は不可	委託元／本人	有
		◆就労証明書	勤務先	有
		△指数算定に使用する資料として以下のうちいずれか1点		
		- 勤務先を通じて加入している健康保険の資格情報を確認できる資料（マイナポータル画面、資格確認書等）	マイナポータル／健康保険組合等	—
		- 最新年分の源泉徴収票（源泉徴収票が未発行の雇用直後に限り、所定の条件を満たす給与明細書で代用可）	勤務先	—
		- 労働条件通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件明示事項が記載されているもの）	勤務先	—
出産		◆母子健康手帳（出産予定日が記載されているページ）	医療機関／本人	—
疾病・障害（保護者本人）		◆医師の診断書（等級によっては身体障害者手帳・精神障害者手帳等で受付できます。詳細は保育課へお問い合わせください。）	医療機関／ 福祉課等	有
介護等		◆介護・看護証明書	医療機関	有
就学		◆在学証明書（卒業予定日が分かるもの）	学校	—
		◆時間割表（月あたりの授業時間数を確認できるもの）		
求職活動		◆求職活動申立書兼同意書	本人	有

その他、状況に応じて添付するもの

対象者 (書類等を用意するかた)		書類名 凡例：◆必須書類 △指数算定使用書類	発行場所等	指定 様式
育児休業取得中（予定）		◆育児休業からの復職に関する誓約書	保護者本人	有
ひとり親として申請 （母子、父子世帯）		◆児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証、戸籍全部事項証明書、離婚届受理証明書等	市町村窓口等	—
同一生計の祖父母が65歳未満		△保育の利用を必要とする証明自己申告書 ※就労等により保育の利用を必要とする場合のみ	祖父母	有
申込日時点で西尾市に住 民登録がない		◆マイナンバーカードの裏面、マイナンバーが記載された住民票の写し等	市町村窓口等	—

外勤についての注意事項

就労証明書における雇用の形態を確認するため、追加書類を提出していただきます。

「外勤」の対象

「外勤」とは、勤務先に雇用・任用されており、勤務先の指揮監督の下で勤務し、給与の支払を受けているかたをいいます。正社員、正規職員のほかパート・アルバイト、派遣社員、契約社員、会計年度任用職員等も、勤務先との雇用関係か任用関係に基づいて勤務している場合は、外勤に該当します。

なお、「団体職員」「法人職員」「公務員」等は勤務先や職員の呼称であるため、正規職員であれば「正社員」、パート職員であれば「パート・アルバイト」、有期雇用の職員であれば「契約社員」とみなします。

指数算定使用書類の提出

外勤として申し込んだ場合は、次のいずれかの指数算定使用書類を確認します。

指数算定使用書類を提出しない場合でも、入園申込は受け付けますが、外勤としての就労実態を客観的な資料により確認できないものとして、基準指数が減点されます。

書類名	主に確認する内容	提出時の注意
－ 勤務先を通じて加入している健康保険等の資格情報を確認できる資料	対象の保護者本人が、勤務先を通じて健康保険、共済組合等に加入していること	マイナポータルの健康保険資格情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせ等を提出してください。 申込者本人が被保険者、組合員として加入しているものに限り、配偶者等の被扶養者としての加入、国民健康保険と退職後の任意継続は対象になりません。
－ 最新年分の源泉徴収票	現在の勤務先から給与の支払を受けていること	申込時点の勤務先名と申込者氏名が記載されたものを提出してください。 前の勤務先が発行した源泉徴収票は使用できません。
－ 労働条件通知書	雇用期間、勤務場所、業務内容、勤務日・勤務時間、賃金等の雇用条件	「雇用契約書兼労働条件通知書」など名称が異なる場合も労働基準法第15条に基づく労働条件の明示事項が記載されていれば使用できます。公務員等は、任用期間、勤務時間、給与等が記載された任用条件通知書等を提出してください。

源泉徴収票の未発行時の代替書類

現在の勤務先で雇用された直後であり源泉徴収票がまだ発行されていない場合に限り、次の事項が全て印字された直近の給与明細書で代用できます。

- 勤務先名と本人氏名
- 給与の対象期間、出勤日数、勤務時間等の勤怠情報
- 給与の支給額
- 税、社会保険料等の控除額

勤務先の給与システム等から出力されたものを提出してください。手書きの明細、申込者や勤務先が任意に作成した表、振込履歴のみでは代用できません。

給与所得の申告との整合確認

市では、市民税の課税資料等により給与収入の申告状況を確認します。就労証明書に記載された就労時間と申告された給与収入額が不整合の場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

内職・業務委託の必要書類

内職・業務委託に該当するかたは、就労証明書では申し込めません。

内職は内職証明（申告）書、業務委託は業務委託証明（申告）書のみ受け付けます。

自営業主・業務委託の判定

自営業主・業務委託は、収入や事業実態を踏まえて指数を算定します。

自営業主は就労証明書、業務委託は業務委託証明（申告）書に記載された就労時間に基づいて算定します。ただし、確定申告書等で確認できる月平均の事業収入などが、愛知県最低賃金の月60時間分に満たない場合は、事業実績が一定の水準に達していないものとして、入園選考指数を減点します。

※月平均額は、事業収入等を確定申告の対象となった事業月数で除して算出します。

兄弟姉妹を同時に申し込む場合は、2つの入園条件を選んでいただきます。

STEP1 兄弟姉妹の入園先について、どの考え方を希望しますか？

選択肢	説明	
① 全員が同じ園に入園できる場合のみ利用したい	兄弟姉妹全員が、同じ月に同じ園へ入園できる場合のみ決定します。同じ園に全員入園できない場合は、別々の園に入園できる場合や、一部の児童だけが入園できる場合であっても、 兄弟姉妹全員が待機 となります。	
② できるだけ同じ園を優先したい	まず、兄弟姉妹が同じ園に入園できるよう調整します。難しい場合は、別々の園でも調整します。同じ園での入園を優先するため、1人だけであれば希望順位の高い園に入園できる場合でも、兄弟姉妹全員が入園できる 希望順位の低い園に決定することがあります。	> STEP2へ
③ それぞれの希望順位を優先したい	兄弟姉妹それぞれについて、申込時に記入した希望順位を優先して調整します。兄弟姉妹が同じ園に入園できる場合であっても、それぞれの希望順位によっては、 別々の園に決定することがあります。	> STEP2へ

STEP2 兄弟姉妹の一部だけが入園できる場合、どうしますか？

選択肢	説明
ア 入園できる児童だけでも先に利用したい	上の子、下の子のどちらか一方だけの入園が決定することもあります。入園できなかった児童は待機となり、その後も利用調整を続けます。 ※実際に一部の児童だけが入園候補となった場合は、利用調整中に市から具体的な利用意向を確認することがあります。兄弟姉妹全員の預け先を確保できないことにより利用を希望しない場合は、全員を待機として扱います。
イ 全員が同じ月に入園できる場合のみ利用したい	兄弟姉妹のうち1人でも入園できない場合は、入園できる児童がいても、 兄弟姉妹全員が待機 となります。兄弟姉妹が別々の園であっても、全員が同じ月に入園できる場合は決定します。

受付期間終了後は、選択した内容を変更できません。

同じ園を希望する場合は、兄弟姉妹全員の希望園と希望順位をそろえてください。

同じ園での入園や全員の同月入園を条件とするほど、入園できる可能性が低くなります。

STEP1を選ぶときの目安

例えば、このようなご家庭	選択肢
別々の園になると送迎が難しく、家族の勤務時間にも間に合わないため、全員が同じ園に入ればなければ利用できない。	STEP1： ① 全員が同じ園に入園できる場合のみ
できるだけ同じ園に通わせたいが、同じ園が難しい場合は、家族で送迎を分担するなどして別々の園でも対応できる。	STEP1： ② できるだけ同じ園を優先
上の子は小学校区に近い園、下の子は勤務先に近い園にしたいので、同園は不要で児童ごとの希望順位を優先したい。	STEP1： ③ それぞれの希望順位を優先

STEP2を選ぶときの目安

例えば、このようなご家庭	選択肢
兄弟姉妹の一部は勤務先の託児所や祖父母に預けることができるため、入園できる児童から先に利用したい。	STEP2： ア 入園できる児童だけでも利用したい
勤務先の制度上、一部の児童だけが入園すると育児休業を継続できず困る	STEP2： イ 全員が同じ月に入園できる場合のみ

9 入園選考・利用調整

指数の高い児童から、希望園を第1希望から順に確認して入園先を決定します。

入園希望者が園の受入可能人数を超えた場合は、「西尾市保育園・認定こども園入園選考基準指数表」(P.22)に基づき、保育を必要とする程度の高い児童から入園先を決定します。

利用調整は、第1希望から順に希望された園の中で受入が可能かを確認していくため、希望園を多く選んだことにより第1希望の園に入りにくくなることはありません。

利用調整のイメージ

※次の例は、利用調整の基本的な考え方を簡略化して示したものです。実際の利用調整では、同点時の優先順位や兄弟姉妹の入園条件等も反映します。

受入可能児童数 (同年齢クラス)		A保育園	B保育園	C保育園	D保育園	E保育園	F保育園	
		2人	1人	2人	1人	1人	1人	

申込児童	指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	調整結果
児童ア	19	A保育園	B保育園	D保育園	C保育園	E保育園	F保育園	▶ A保育園
児童イ	18	A保育園	C保育園					▶ A保育園
児童ウ	17	A保育園	B保育園	C保育園				▶ B保育園
児童エ	15	B保育園	C保育園	D保育園	E保育園	F保育園	A保育園	▶ C保育園
児童オ	14	C保育園	D保育園					▶ C保育園
児童カ	13	A保育園						▶ 待機(不承諾)
児童キ	12	A保育園	B保育園	D保育園	C保育園	E保育園	F保育園	▶ D保育園

01 指数の高い児童から入園できる園を確認します。

児童アは、最も指数が高く、第1希望のA保育園に空きがあるため、A保育園に決定します。

児童イも、第1希望のA保育園に決定します。これでA保育園の2人の枠が埋まります。

02 第1希望に空きがなければ、次の希望園を確認します。

児童ウの第1希望はA保育園ですが、すでに空きがありません。

そのため、第2希望のB保育園を確認し、空きがあるためB保育園に決定します。

児童エは、第1希望のB保育園が埋まっているため、第2希望のC保育園に決定します。

03 希望していない園には決まりません。

児童カは、A保育園だけを希望しています。A保育園には空きがなくなったため、D保育園やE保育園に空きがあっても入園できなくなります。

04 他の児童より指数が低くても、希望園に空きが残っていれば入園できる場合があります。

児童キは児童カより指数が低いですが、第3希望のD保育園に空きがあるため決定します。

申込後に状況が変わった場合

勤務状況や世帯状況が変わった場合は、速やかに保育課へ連絡してください。

希望園、兄弟姉妹の入園条件など申込者の希望による変更はできませんが、勤務状況や世帯状況など、申込時から状況が変わった場合は報告が必要です。

- 退職、休職
- 育児休業や育児短時間勤務の取得
- 復職予定日や就労開始日の変更

変更を報告したことだけを理由に直ちに利用調整で不利になるものではありませんが、内容によっては申込資格を満たさなくなる場合があります。すでに入園が決定している場合でも、変更後の状況では利用調整の結果を維持できないときは、決定を取り消すことがあります。

新年度入園の利用調整後に追加で空きが出た場合

在園児の退園や入園申込の取下げ、入園辞退などにより、新年度入園第1次募集の利用調整でいったん定員に達した園で追加の空きが出ることがあります。この場合、第1次募集での再調整は実施せず、第2次募集以降に空き園として公開します。そのため、第1次募集において希望したものの入園できなかった園が、第2次募集や第3次募集で追加募集の対象となる可能性があります。第1次募集で園が決定した後の再調整については、「11 結果通知後の手続き」(P.14)を参照してください。

10 長時間保育

長時間保育の利用条件

通常保育時間の8:00～16:00を超えて、家庭で保育できない場合に利用できます。

長時間保育は、保護者の就労時間により、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に利用できるサービスです。午前8時より前や午後4時より後の長時間保育を利用される場合は、利用時間帯に応じて長時間保育料が必要です。

なお、長時間保育は、原則として「就労」の認定を受けているかたが対象です。通常保育時間外に家庭で保育できないことを確認できる書類（就労証明書、医師・関係機関等の証明書類）の提出が必要です。

長時間保育料

利用区分 (コース)	利用時間帯 (各園の開園時間により異なります。)	長時間保育料（月額）	
		保育短時間認定（全児童） 保育標準時間認定（3歳未満児）	保育標準時間認定 （3歳以上児）
Aコース	午前7時30分 ～ 午後4時30分	1,000円	0円
Bコース	午前7時30分 ～ 午後5時30分	2,000円	0円
Cコース	午前7時30分 ～ 午後6時30分	3,000円	0円
Dコース	午前7時 ～ 午後7時30分	4,000円	4,000円

※認定変更申請（短時間⇄標準時間）は月末を期限とし、翌月適用します。

以下に該当するかたは長時間保育料が無料です。

- 保育料の第1階層、第2階層のかた
- 保育料の第3階層のうち、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯のかた

※保育料の階層は、「13 保育料・副食費」(P.16)を参照してください。

長時間保育利用申込時の注意事項

- 月の途中で利用を開始・停止する場合、長時間保育料の日割り計算は行いません。
- 曜日によって利用時間が異なる場合は、長時間保育料の最も高いコースの曜日の金額を月額とします。
- 月の途中でコースを変更する場合は、長時間保育料の高いほうのコースの金額を月額とします。
- 長時間保育の利用開始、コース変更をする場合は、その10日前までに申込書を園へ提出してください。
- 入園希望日（利用希望日）以降、実際に通常保育時間外の利用が必要となる日から利用できます。

長時間保育利用開始日の例

就労開始日が入園日と同じ場合	就労開始日が入園日より後の場合	就労開始日が変わった場合
入園日 (利用希望日) = 就労開始日 4/1 = 4/1	入園日 (利用希望日) ↔ 就労開始日 4/1 ↔ 4/15	申込時の 就労開始日 ⇒ 変更後の 就労開始日 4/10 ⇒ 4/18
入園日(利用希望日)=就労開始日	4/1～4/14通常保育時間内で利用 4/15～ 長時間保育が必要	4/1～4/17通常保育時間内で利用 4/18～ 長時間保育が必要
▼	▼	▼
利用開始日	利用開始日	利用開始日
4/1	4/15	4/18
✓ 入園したその日から長時間保育が必要なため、利用開始日も4/1になります。	✓ 就労を開始するまでは通常保育時間内で利用いただきます。利用開始日は長時間保育を必要とする予定の4/15となります。	✓ 長時間保育を申し込んだときの予定から就労開始日が遅れた場合、利用開始日は実際に長時間保育を必要とする4/18となります。

長時間保育の利用時間帯の考え方

就労時間と通勤時間により、保護者それぞれの送迎可能時刻を計算します。

就労時間：職場の拘束時間（始業準備や残業を含む）です。

通勤時間（片道）：園から職場に着くまで、職場から園に着くまでの移動時間です。

送り可能時間 = 就労開始時刻 - 片道の通勤時間 ▶ (例) 8:30 - 30分 = 8:00

迎え可能時間 = 就労終了時刻 + 片道の通勤時間 ▶ (例) 17:00 + 40分 = 17:40

保護者それぞれの送迎可能時間を比較し、より遅い時刻に送ることができるかたに「送り」を、より早い時刻に迎えができるかたに「迎え」を担当していただきます。

通常保育時間（8:00～16:00）については、送迎可能時間にかかわらず利用できます。

長時間保育利用の具体例

父と母それぞれの送迎可能時間から算出される、必要最小限の時間のみ利用できます。

	父	母		利用可能時間
就労時間	8:30～17:30	8:30～17:00		登園 8:00
通勤時間	片道30分	片道40分		↓
送り可能時間	8:00	7:50	▶	降園 17:40
迎え可能時間	18:00	17:40		Cコース
送迎の担当	送りは遅いほうの父	迎えは早いほうの母		

常に送迎可能時間が通常保育の時間内の場合、長時間保育の申込はできません。

	父	母		利用可能時間
就労時間	8:30～15:00	8:30～17:00		登園 8:00
通勤時間	片道30分	片道40分		↓
送り可能時間	8:00	7:50	▶	降園 16:00
迎え可能時間	15:30	17:40		通常保育のみ利用
送迎の担当	送日も迎日も父	—		(長時間保育申込不可)

長時間保育を申し込んでいても、保護者が休日などで8:00～16:00に送迎できる場合は、通常保育のみ利用できます。

	父	母		利用可能時間
就労時間	有給休暇を取得	8:30～17:00		登園 8:00
通勤時間	—	片道40分		↓
送り可能時間	終日可能	7:50	▶	降園 16:00
迎え可能時間	終日可能	17:40		※通常保育時間帯は保護者が休日でも利用できます。
送迎の担当	送日も迎日も父	—		通常保育のみ利用

日によって利用時間が異なる場合は、最も高いコースで月額を算定します。

月	火	水	木	金		月額算定
Aコース (16:30まで)	Bコース (17:30まで)	Aコース (16:30まで)	Bコース (17:30まで)	通常保育 (16:00まで)	▶	最も高い区分の Bコース

11 結果通知後の手続き

入園が決定したかた

認定通知、入園承諾書を郵送します。同封された面接、健康診断、用品購入等の案内を確認し、入園に向けた準備を進めてください。特に育児休業からの復職により入園する場合は、速やかに勤務先と復職日の調整を開始してください。新年度（4月）入園の場合は、4月中に復職していただく必要があります。

保育料等の口座振替の手続きは、入園決定後にご案内します。

※すでに兄弟姉妹が在園している、入園先がこども園である場合などは、口座振替の手続きが不要です。

第1次募集で園が決定した後に、再調整を申し込むことができます。

第1次募集の利用調整後に、在園児の退園、転出、申込の取下げ、入園辞退等により空きが出た場合、第2次募集で新たに空きとして募集対象となる場合があります。

第1次募集でいずれかの園に決定したかたで第2次募集以降に再度別の園で利用調整を希望する場合は、入園承諾書に同封する案内に沿って期日までに手続きをしてください。第1次募集の決定園を確保して再度調整の対象とすることができます。ただし、再調整により新たな園に決定後は元の園に戻れませんのでご注意ください。

入園しない場合は、速やかに辞退手続きをしてください。

入園決定後に利用が不要となった場合は、速やかにオンライン申請により入園辞退の手続きをしてください。入園辞退によりその申込は終了するため、再度入園を希望する場合は新たに申込が必要です。

不承諾（待機）となったかた

希望する全ての園を利用できない場合は、施設利用保留通知書（不承諾通知書）を郵送します。

待機となった後も、申込区分に応じて利用調整を続けます。

新年度入園	年度途中入園
第1次募集でどの園にも決定しなかったかたは、自動的に第2次募集・第3次募集の利用調整対象になりますので改めて申込をする必要はありません。第2次募集・第3次募集でも、第1次募集と同様に最大6園で利用調整を行います。ただし、第3次募集までに内定しなかった場合は年度途中入園の利用調整に移り、第1希望園のみが利用調整の対象となります。	待機となった場合は、自動的に第1希望園のみを利用調整の対象とします。 また、申込を取下げて新たに申し込むことで、最大6園で利用調整を行うことができます。

不承諾通知書と申込書の写しは、最初の結果通知時のみ送付します。

施設利用保留通知書（不承諾通知書）は、申込に対する最初の利用調整結果を通知する際に発行しますが、その際には申請内容を確認するための申込書の写しも同封します。第2次募集・第3次募集や翌月以降の利用調整結果を通知する際には申込書の写しを同封しませんので、紛失しないよう保管してください。

通知書に記載する理由	条件
希望保育所に空きがないため	指定の受付期間中に申込があり、利用調整の結果、定員に空きがなく入園できなかった場合
自己都合による	受付期間外に申し込んだ場合や入園内定後に辞退した場合

待機中の証明

施設利用保留通知書（不承諾通知書）は、待機中でも毎月自動的に発行しません。待機中であることを勤務先等へ証明する必要がある場合は、オンライン申請により施設利用保留証明書を請求してください。

育児休業の延長手続きや育児休業給付金等に関する要件・手続きについて、市では判断・案内できません。必要な書類や条件は、勤務先（会社）やハローワークへご確認ください。

待機する園の変更

待機となった場合、再度入園申込をすることなく今後の利用調整に向けて希望園のみを変更することができます。手続き方法や期限は、不承諾通知等に同封する案内をご確認ください。

12 入園後の手続きと注意事項

利用を継続するための基本

入園後も保護者全員が「保育の必要性」の基準を満たしている必要があります。

保育園・認定こども園（保育園コース）の利用中は、「保育の必要性」が継続している必要があります。
入園後に「保育の必要性」がなくなった場合は、退園していただきます。

就労状況や家族構成等が変わった場合は、園か保育課のどちらかへ連絡してください。

入園後、以下に該当するようになった場合は速やかに利用中の園か保育課のどちらかへお伝えください。
必要な手続きを案内しますので、書類の提出をお願いします。

- 就労の状況が変わった場合（就労先や勤務時間の変更、休職等）
- 仕事をやめた場合
- 介護・看護を取りやめた場合
- 就学した／退学した場合
- 家族構成に変更が生じた場合（婚姻・離婚・単身赴任・祖父母等との同居など）

※その他にも世帯状況の変化で手続きが必要な場合もあります。まずは保育課へご相談ください。

入園後に転園を希望する場合

年度途中の転園は、第1希望の1園のみ申し込むことができます。

他の園へ変わる（転園）を希望する人は、オンライン申請により転園を希望できます。
転園希望はいつでも申込できますが、調整は年度途中入園のスケジュールに対応して行います。
実際に転園が可能になった場合のみ保育課から連絡します。

転園を希望できるのは1園のみです。（同時に複数の園を希望することはできません。）

希望する園を変更したい場合は、改めて転園希望フォームからオンライン申請してください。
この場合、先に申請された希望は取下げとして扱います。

新年度4月1日からの転園については、8月頃に利用中の園を通じて希望調査を実施予定です。

退園となる場合

以下に該当する場合、保育園・認定こども園（保育園コース）を利用できなくなります。

認定期間・入園承諾期間が終了したとき

入園が決定した際に送付する「認定通知」や「入園承諾書」には、有効期間が記載されています。有効期間が切れるまでに認定変更・入園期間延長の手続きがない場合は、退園となります。

市外へ転出したとき

原則として、毎月1日時点で西尾市内に住民登録していることが利用の条件となります。転出の予定がある場合は、速やかに利用中の園へお申し出いただき、退園届の提出をお願いします。

一定期間登園がないとき

1か月以上登園がない場合は、原則として利用解除の手続きを行います。ただし、児童本人の病気等、やむを得ない事情がある場合は、事前に園か保育課へご相談ください。

保育の必要性がなくなったとき

入園後に保護者の状況等が変わり保育の必要性を満たす事由がなくなった場合は、継続利用はできなくなります。速やかに利用中の園か保育課のどちらかに報告してください。

災害共済給付制度の加入

入園後、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入をご案内します。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、園の管理下（保育中、園行事等）で発生した園児の負傷、病気、障害、事故に対して医療費、障害見舞金、死亡見舞金が支払われる国、保育園・認定こども園の設置者（市や園運営法人）、保護者の3者による公的共済制度です。入園後に加入のために必要な同意書をお渡しします。

13 保育料・副食費

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

西尾市では、国の法律改正に伴い、通常保育の保育料（施設を利用する場合の利用者負担額のこと。以下「保育料」といいます。）と長時間保育料の一部を無償化しますが、給食費のうち副食費分については、3歳以上児の市町村民税所得割課税額が一定額以上の世帯を対象に別途徴収します。保育料と副食費は、基本的に児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額と児童の年齢区分により決定されます（下表参照）。ただし、父母の課税状況によっては祖父母の市町村民税所得割課税額を算定に使用する場合もあります。なお、課税資料がなく、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、児童の年齢区分における最高額の保育料・副食費（下表最下段の第11階層）を納めていただきます。

西尾市保育料・副食費一覧表（年齢は2027年4月1日現在の満年齢）

階層区分（※1）		3歳未満児	3歳以上児	
		保育料 （副食費を含む）	保育料	副食費（※2）
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	
3	市町村民税所得割非課税世帯、 市町村民税所得割課税額48,599円以下	9,000円	0円	
4	48,600円～57,699円	12,600円	0円	4,500円（※3） （ひとり親等世帯のみ0円）
	57,700円～74,999円			
5	75,000円～77,100円	18,800円	0円	4,500円（※3）
	77,101円～96,999円			
6	97,000円～109,999円	21,800円	0円	
7	110,000円～139,999円	27,800円	0円	
8	140,000円～168,999円	34,800円	0円	
9	169,000円～200,999円	40,800円	0円	
10	201,000円～396,999円	44,800円	0円	
11	397,000円以上	46,000円	0円	

西尾市特別利用保育利用児保育料・副食費一覧表

階層区分（※1）		保育料	副食費（※4）
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯		
3	市町村民税所得割課税額77,100円以下		
4	77,101円～211,200円		3,200円
5	211,201円以上		

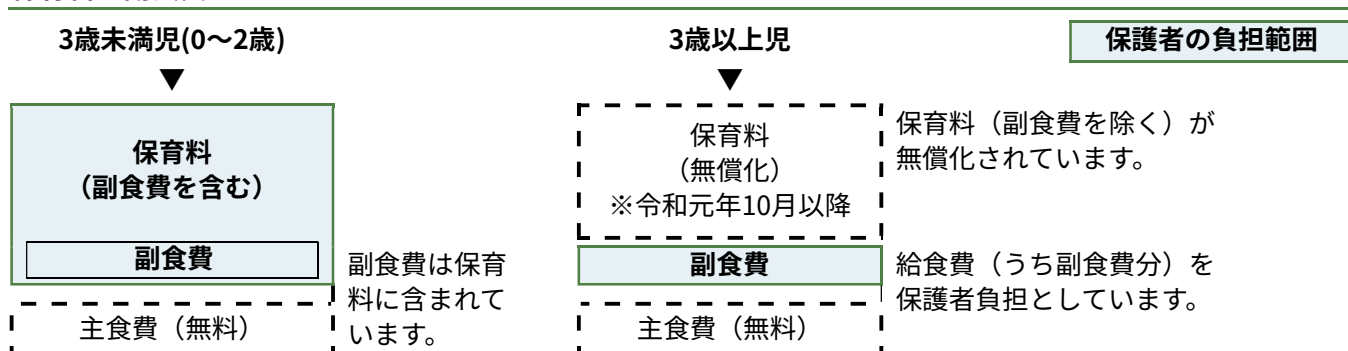
（※1）保育料・副食費を算定する市町村民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。

（※2）私立保育園・認定こども園の副食費は、園で徴収します。また、副食費は施設ごとに異なります。

（※3）土曜日を利用し、給食を受ける場合は、別途1食あたり副食費250円を徴収します。（3歳以上児のみ）

（※4）特別利用保育利用児については、8月分の副食費は徴収しません。

保育料と副食費のイメージ



ひとり親世帯や在宅障害児（者）がいる世帯における多子世帯の保育料・長時間保育料の軽減

入園している 児童の順位 (※1)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層以上	
				市民税所得割額 75,000円～77,100円	市民税所得割額 77,101円以上 (多子世帯軽減対象外)
第1子	免除（無料）	1,600円	1,600円 (※2)	1,600円 (※2)	同時入園している 場合の保育料、長時間保育料の軽減のみ (下表を参照)
第2子	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	
第3子以降	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）	

(※1) 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

(※2) 保育料は1,600円となりますが、長時間保育料は5割軽減となります。

多子世帯の保育料・長時間保育料の軽減

入園している 児童の順位 (※)	市民税非課税・市民税 所得割額 57,700 円未満		市民税所得割額57,700円 以上（多子世帯軽減対象外）
	第2階層	第3階層 第4階層（57,700 円未満）	
第1子	10割（軽減なし）	10割（軽減なし）	同時入園している場合の保育料、長時間保育料の軽減のみ
第2子	免除（無料）	5割（5割軽減）	
第3子以降	免除（無料）	免除（無料）	

※保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

兄弟姉妹で同時入園している場合の長時間保育料の軽減

対象児童	長時間保育料
最も年齢の高い児童	10割（軽減なし）
次に年齢の高い児童	5割（5割軽減）
その他の児童	免除（無料）

※兄弟姉妹同時入園の対象は保育園・幼稚園・認定こども園(認可外保育施設は除く。)・児童発達支援等の児童です。

※多胎児の場合は、兄弟姉妹の順番で対象児童を判定します。

※多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減に該当する場合は、多子世帯の軽減が優先されます。

第2子以降の保育料・長時間保育料・副食費の無料化

対象児童 ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。	保育料	長時間保育料	副食費
第2子 保護者が、18歳まで（高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを2人以上養育している場合の2番目の児童	免除（無料）	免除対象外	免除対象外
第3子以降 保護者が、18歳まで（高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを3人以上養育している場合の3番目以降の児童	免除（無料）	免除（無料）	免除（無料）

保育料・副食費の算定年度

令和9年度保育料・副食費の4月分から8月分までは令和8年度の市町村民税額によって、9月分以降は令和9年度の市町村民税額によって決定されます。

在園月	令和9年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定に使用する市町村民税	令和8年度市町村民税					令和9年度市町村民税						
▼												
※転入された場合に 必要な課税資料	この期間に在園する場合は、 令和8年度分の課税資料が必要 (令和7年1月～12月の所得に基づく)					この期間に在園する場合は、 令和9年度分の課税資料が必要 (令和8年1月～12月の所得に基づく)						

14 保育園・認定こども園一覧表

地域	園名 (私)＝私立園 表示なしは公立園	定員 (人)	保育年齢	開園時間	特別保育 サービス	TEL FAX
(西尾) 中部	(私) 幼保連携型認定こども園 西尾中央幼稚園	150	生後57日以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	Tel54-4141 F 54-4162
	(私) 幼保連携型認定こども園 ユリアいぶんこども園	197	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター Tel57-3798	Tel57-3798 F 57-7196
	(私) 恵保育園	210	6か月以上	午前7時～ 午後6時30分	一時保育 子育て支援センター Tel56-2804	Tel56-2606 F 56-2694
	花ノ木保育園	260	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	Tel57-2373 F 57-2390
	(私) くさの実保育園	90	生後57日以上	午前7時～ 午後7時	一時保育 子育て支援センター Tel56-8311	Tel56-8301 F 56-8361
(西尾) 北部	ハツ面保育園	230	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	休日保育 子育て支援センター Tel57-2602	Tel57-3695 F 57-7595
	(私) 幼保連携型認定こども園 熊味こども園	165	生後43日以上	午前7時～ 午後6時30分	一時保育 子育て支援センター Tel54-1937	Tel56-3377 F 56-8883
	(私) KIRARA保育園	120	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時30分	病後児保育 保育所地域活動 こども発達支援	Tel56-8810 F 56-9927
	米津保育園	214	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	子育て支援センター Tel77-0182	Tel57-3696 F 57-7578
	(私) にしのまち保育園	243	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時	一時保育 児童発達支援 子育て支援センター	Tel57-3697 F 57-7096
(西尾) 西部	(私) 平坂保育園	160	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時30分	—	Tel59-5851 F 59-9881
	(私) なかばた保育園	151	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター Tel59-1236	Tel59-6820 F 59-9420
	(私) 幼保連携型認定こども園 矢田わくわくこども園	258	6か月以上	午前7時～ 午後6時30分	こども発達支援	Tel65-0736 F 65-0737
	(私) 矢田つぼみ保育園	130	生後57日以上	午前7時～ 午後7時	休日保育 子育て支援センター Tel58-0365	Tel55-4400 F 55-4411
	寺津保育園	201	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	Tel59-6439 F 59-9413
	巨海保育園	78	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	—	Tel59-8590 F 59-9412
(西尾) 東部	三和保育園	179	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	Tel52-1169 F 52-2991
	(私) 幼保連携型認定こども園 miraiと～ぶこども園	106	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター Tel55-5801	Tel52-1516 F 52-2934
	室場保育園	124	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育 こども誰でも通園制度	Tel52-1147 F 52-3309

地域	園名 (私) = 私立園 表示なしは公立園	定員 (人)	保育年齢	開園時間	特別保育 サービス	TEL FAX
(西尾)南部	(私) 福地北部保育園	172	6か月以上	午前7時～ 午後7時	一時保育 子育て支援センター	Tel57-3804 F 57-7346
	福地南部保育園	186	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分		Tel56-2286 F 56-3476
一色	一色保育園	162	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時	—	Tel72-1555 F 72-1555
	一色西部保育園	112	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	一時保育 こども誰でも通園制度	Tel72-8568 F 72-8568
	一色南部保育園	129	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	—	Tel72-8947 F 72-8947
	一色東部保育園	157	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	一時保育	Tel72-8567 F 72-8567
	一色中部保育園	70	3歳以上	午前8時～ 午後4時◆	—	Tel72-8358 F 72-8358
吉良	横須賀保育園	229	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	Tel35-0154 F 35-0581
	(私) 幼保連携型認定こども園 吉田みやこ認定こども園	120	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育	Tel65-2371 F 65-2370
	白浜保育園	101	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	一時保育	Tel32-0242 F 32-0242
	津平保育園	89	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時◆	—	Tel35-0456 F 35-0456
	荻原保育園	105	2歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	—	Tel32-0324 F 32-0324
幡豆	東幡豆保育園	103	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分◆	—	Tel62-2181 F 62-2181
	幡豆保育園	85	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	Tel62-4302 F 62-4302
	鳥羽保育園	45	3歳以上	午前8時～ 午後4時◆	一時保育	Tel62-2375 F 62-2375

※寺津保育園と巨海保育園は2029年3月末で閉園する予定です。

保育時間（園児受入時間）

平日・土曜日：午前8時～午後4時

日曜日、祝日、年末年始はお休み

「長時間保育利用申込書」「土曜日保育希望調査票」を提出されたかたで、その必要を認めた場合は、実施園（上表参照）に限り、平日と土曜日に保育時間を延長（上表の園開園時間参照）します。

なお、土曜日保育では、保育の利用が必要なお子さんのみ、保育を行っています。

共同保育

一覧表の開園時間に◆がついている園では土曜日と8月13日～8月15日の3日間は保育を行わず、別の園で共同保育を行います。

● 巨海保育園の児童

● 一色西部、一色南部、一色東部、一色中部保育園の児童

● 津平、白浜、荻原保育園の児童

● 東幡豆、鳥羽保育園の児童

⇒ 寺津保育園で共同保育

⇒ 一色保育園で共同保育

⇒ 横須賀保育園で共同保育

⇒ 幡豆保育園で共同保育

15 休日保育

【実施園：ハツ面・矢田つぼみ保育園】

休日保育は、市内保育園・認定こども園（保育園コース）在園中の児童で、保護者の就労等の事情により、日曜日や祝日（年末年始の12月29日～1月3日を除く）に家庭で保育が受けられない児童を保育するサービスです。利用する場合、休日保育実施園まで直接送迎が必要です。

対象年齢	【ハツ面】生後6か月以上 【矢田つぼみ】生後57日以上
最長保育時間	【ハツ面】日曜日：午前7時30分～午後7時 祝日：午前7時30分～午後6時30分 【矢田つぼみ】祝日：午前7時～午後7時 ※利用時間は、通常利用している保育時間内に限ります。
申込方法	初回利用の際に、西尾市公式ウェブサイトから「休日保育利用登録申請」をしてください。 利用前月10日までに、「休日保育利用申請」をしてください。
利用料	利用料はかかりません。ただし、休日保育を利用した日数分（日曜日利用分のみ）、平日に園をお休みしていただきます。

16 特別利用保育（3歳以上児）

保育の必要性の認定において2号認定（P.4参照）に該当しない児童で、次の要件を満たす場合、市が指定した定員に余裕のある園に限り、入園できる場合があります。

入園年齢	3歳以上児 ※3歳未満児は対象外
入園基準	保育の必要性の認定において2号認定に該当せず、1号認定を受けた児童
申込書類	新年度入園の募集は、保育園コースの空き園を対象に2027年1月頃実施します。 ①保育園・認定こども園（保育園コース）入園申込書 ②施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 <1号認定>
通常保育	平日 午前8時30分 ～ 午後2時30分 ※土曜日保育、休日保育、長期休業中(夏休み、冬休み、学年末・学年始)は利用できません。 夏休み…7月中旬～8月末、冬休み…年末年始、学年末・学年始…3月下旬～入園式前日まで ※保育料・給食費（うち副食費）は P.16～17をご参照ください。
特別利用 預かり保育	《平日》 午後2時30分 ～ 午後4時30分（閉園時間まで）・・・1回300円 《長期休業中》 午前8時30分 ～ 午後4時30分（閉園時間まで）・・・1日1,000円 午前：午前8時30分 ～ 午後0時30分 ……1回500円 午後：午後0時30分 ～ 午後4時30分（閉園時間まで）・・・1回500円 ※利用回数は1か月14日以内です。 ※長期休業中の特別利用預かり保育を利用し、給食を受ける場合は、別途1食あたり副食費200円を徴収させていただきます。 ※当日のキャンセルは、利用の有無にかかわらず保育料等の全額をお支払いいただきます。 ※申込方法等詳細は、特別利用保育の在籍園を通じてご案内します。

17 こども誰でも通園制度

【実施園：室場・一色西部保育園】

こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況に関わらず月10時間の範囲内で利用できる制度です。家庭と異なる環境で過ごすことで子どもの育ちを応援するとともに、保護者の子育てを支援します。

対象児童	利用日時点で生後6か月から満3歳未満（3歳になる誕生日の前々日）までの、保育所等に通っていない児童
対象年齢	【室場保育園】生後6か月以上 【一色西部保育園】満1歳以上
利用時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午前11時、午後1時30分～午後3時30分 ※2時間単位での利用となります。
利用上限	児童1人あたり月10時間まで ※利用しなかった時間は、翌月へ繰り越しできません。
利用料	児童1人1時間あたり300円 ※給食・おやつ提供はありません。
申込方法	こども家庭庁の「こども誰でも通園制度総合支援システム」から利用認定申請をしてください。 認定後、利用を希望する園で初回面談を受けたうえで、利用予約を行ってください。

18 病児・病後児保育

【実施施設：KIRARA保育園（病後児保育のみ）・産前産後ケアハウスricocoの家・にじいろほいくえん】

病児・病後児保育は、病気の児童や病気からの回復期にある児童（生後6か月～小学校4年生）を看護師などが一時的に預かる保育サービスです。

保育時間	【KIRARA保育園】 平日：午前8時～午後6時 ※土日・祝・年末年始を除く。 【ricocoの家】 平日：午前8時～午後5時15分 ※土日・祝・年末年始を除く。
利用料	1日あたり2,000円（食事等の提供を受けた場合は、別途負担）
申込方法	①事前に利用登録書を在籍する施設に提出 施設に在籍していない場合は、保育課か実施施設へ提出 ②利用日前日の各施設の定める受付時間までに、利用予約 ③利用当日に医師連絡票と利用申込書を提出
無償化	保育園等を利用しておらず、保育の必要性の認定2・3号（P.4参照）に該当する児童は、利用料が無償化の対象になる可能性があります。（3歳未満児は非課税世帯のみ）なお、無償化の対象になる場合は、事前に給付認定申請を行う必要がありますので、保育課にお問い合わせください。
連絡先	KIRARA保育園（Tel0563-56-8810） ricocoの家（Tel0563-77-7146） ※にじいろほいくえんは県へ病児保育の開始届を提出し、施設で病児保育を行っています。 市で行っている事業ではないため、詳細は施設へお問い合わせください。 にじいろほいくえん（Tel080-3670-6392）

19 一時保育

【実施園：恵・くさの実・福地北部・にしのまち・室場・一色西部・一色東部・白浜・鳥羽保育園・熊味・吉田みやこ認定こども園・はずみやこ幼稚園】

一時保育は、保護者の傷病・入院・事故・育児疲れ・不定期な就労・求職活動等により、家庭で保育が受けられない児童を緊急・一時的に保育するサービスです。

利用できるのは、市内在住で、生後57日（くさの実）・3か月（熊味）・6か月（恵・福地北部・室場・白浜）・10か月（吉田みやこ）・1歳（にしのまち・一色西部・一色東部・鳥羽・はずみやこ）以上の就学前までの児童です。

保育時間	平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～正午（日曜日・祝日・年末年始はお休み） ※一色東部保育園と白浜保育園は、月～金は午後6時までの延長保育あり ※一色西部保育園・一色東部保育園・白浜保育園・鳥羽保育園・吉田みやこ認定こども園・はずみやこ幼稚園は、土曜日に一時保育を実施しません。
利用日数	3歳未満児…1か月19日以内、3歳以上児…1か月14日以内 ※最長6か月（定員に余裕があれば更新可能） ※年齢は、利用年度4月1日現在の満年齢です。
利用料	3歳未満児：1日あたり2,000 円（延長1時間あたり300円 延長保育は一色東部・白浜のみ実施） 3歳以上児：1日あたり1,000 円（延長1時間あたり200円 延長保育は一色東部・白浜のみ実施） 給食費 ：1日あたり300 円程度（実費負担） ※利用料の年齢は、利用年度4月1日現在の満年齢です。 ※8時間に満たない保育の場合も利用料は時間計算しません。 ※当日のキャンセルは、利用の有無にかかわらず利用料の全額をお支払いいただきます。
申込方法	利用希望園に連絡してください。（P.18～19参照） 【公立園】利用月の前月15日までに利用希望の実施園へ利用申込書を提出。 【私立園】園によって申込方法・期日が異なります。詳細は各園にご確認ください。 ※西尾市内に住民登録していることが分かる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参してください。 ※里帰り出産のためや海外からの一時帰国など、西尾市内に住民登録していないかたも利用できる場合があります。
無償化	保育園等を利用しておらず、保育の必要性の認定2・3号（P.4参照）に該当する児童は、利用料が無償化の対象になる可能性があります。（3歳未満児は非課税世帯のみ）なお、無償化の対象になる場合は、事前に給付認定申請を行う必要がありますので、保育課にお問い合わせください。

1 基準指数				2 個人調整指数（次にあてはまる場合は指数を加減します）			
類型	入園基準細目	父	母	1 雇用開始日が申込日より前の場合(*4)	2 過去に虚偽の申請、偽造又は変造された証明書の提出等があった場合	父	母
1 就労	外勤(*1)	月15時間以上勤務	15	3 出産で、入園希望日が出産予定日より前の場合	4 保育士、幼稚園教諭、保育教諭として西尾市内の保育園等の施設に従事する場合	-	-1
	・	月15時間以上勤務	14	5 保育士、幼稚園教諭、保育教諭として西尾市内の保育園等の施設に従事する場合	6 入園月時点で会社都合による単身赴任をしている場合	+2	+2
		月14時間以上勤務	13	7 自営業主・業務委託で、事業収入等の実績が市の定める基準額を下回る場合(*5)	8 入園月時点で会社都合による単身赴任をしている場合	+1	+1
		月13時間以上勤務	12	*4：就労実績を確認できない場合を除く	*5：確定申告書等により確認できる事業収入等を対象事業月数で除して算出した額が、愛知県最低賃金に60時間を乗じた額を下回る	+1	+1
	・	月12時間以上勤務	11	*6：派遣社員で就労先未確定（育休復帰予定で派遣先未決定を含む）、有期雇用で更新予定無し	*7：離婚調停中の場合は対象外	-4	-4
		月11時間以上勤務	10	3 世帯調整指数（次にあてはまる場合は指数を加減します）	*8：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律など法律で規定された育児休業	-5	-5
		月10時間以上勤務	9	1 生活保護世帯	2 ひとり親世帯（相父母同居なし）又は両親不存世帯(*7)		
		月9時間以上勤務	8	3 ひとり親世帯（相父母同居あり）(*7)	4 兄弟姉妹（多胎児を含む）が在園している園を第一希望とする申込の場合		
	業務委託	月8時間以上勤務	7	5 多胎児同時申込の場合	6 保護者の育児休業取得に伴い退園した保育園等を第一希望とする申込の場合(*8)		
		月7時間以上勤務	6	7 在宅障害児がいる場合	8 同一生計の祖父母（55歳未満）が3歳以上児の入園基準を満たしていない		
2 出産	内職・その他	月6時間以上勤務	5	9 利用若負拒額を正当な理由なく滞納しており、市の指導に従わない場合	⑤世帯調整指数		
	・	月6時間以上勤務	4	*7：離婚調停中の場合は対象外	総合計		
		月6時間以上勤務	3	*8：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律など法律で規定された育児休業	(4)+(5)		
	産院	月6時間以上勤務	2	4 同一指数時の優先順位			
	入院	月6時間以上勤務	1	1 入園希望月の早い者（新年度入園調整時）			
	自宅療養	月6時間以上勤務	0	2 ④平均基準指数の高い者			
	・	常時寝たきり	15	3 災害復旧にあたるにしている			
		常時安静	15	4 両親不存世帯			
	障害	通院	6	5 生活保護世帯			
		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害保健福祉手帳1級	11	6 ひとり親世帯で同居の相父母等無し			
3 病気・障害	障害	療育手帳B判定・精神障害保健福祉手帳2級	9	7 ひとり親世帯で同居の相父母等有り			
	・	身体障害者手帳3級、療育手帳C判定、精神障害保健福祉手帳3級	6	8 危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯			
		要介護度3～5	9	9 3歳以上児で、申込園がある小学校区に在住の場合			
	介護認定	要介護度1～2	6	10 1時間超保育を実施する保育園での長時間保育が必要と認められる場合			
	入院付添・自宅介護	月120時間以上の付添・介護が必要な場合	8	11 兄弟姉妹（多胎児を含む）の在園する園に入園希望の場合			
	災害復旧にあたるにしている	月60時間以上の付添・介護が必要な場合	5	12 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の園に同時に入園希望の場合			
	就学	月120時間以上就学	適宜	13 保護者のいずれかの就労等が8時から16時の場合			
	求職中	ひとり親世帯非該当	1	14 長時間保育の利用希望コースがより長い場合			
	育児休業中（3歳以上児のみ）	ひとり親世帯（離婚調停中で別居の場合を含む）又は両親不存世帯	適宜				
	産待	その他、前各号に類する保育を必要とする状態	適宜				
6 特例	その他、前各号に類する保育を必要とする状態	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	求職中	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	育児休業中（3歳以上児のみ）	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	産待	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	求職中	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	育児休業中（3歳以上児のみ）	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	産待	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	求職中	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	育児休業中（3歳以上児のみ）	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	産待	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
7 備考	その他、前各号に類する保育を必要とする状態	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	求職中	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	育児休業中（3歳以上児のみ）	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	産待	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	求職中	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	育児休業中（3歳以上児のみ）	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	産待	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	求職中	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	育児休業中（3歳以上児のみ）	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				
	産待	健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定	適宜				

*1：健康保険の資格確認、源泉徴収票又は労働条件通知書で雇用実態を確認できない場合は「その他」で算定
*2：復帰後の時間が月10時間未満の場合は、時間による指
*3：保護者が共に該当する場合は、時間の長い方を自営主扱い

申込できる人・申込時期について

Q1 西尾市に引っ越し予定ですが、引っ越し前に入園申込はできますか？

A 入園日10日前までに住民票を西尾市に移してもらう前提で申込を受け付けます。申込時にはマイナンバーのわかる資料を添付してください。なお、入園月1日時点で西尾市への住民登録を確認できない場合は、入園内定を取消します。

Q2 申込時点でまだ生まれていない子どもの申込はできますか？

A 可能です。ただし、園の保育可能年齢に達するまでは入園できません。4月に入園する場合は、4月中に保育可能年齢に達する必要があります。

園の選び方・希望園について

Q3 公立園と私立園の違いはありますか？

A 入園基準と保育料・長時間保育料は、公立・私立で基本的に同じです。一方、保育方針、行事、制服・用品、保護者負担となる諸費用、特別保育サービス等は園ごとに異なります。申込前に園見学や各園の案内でご確認ください。

Q4 申込後に希望園を変更したい場合はどうしたらよいですか？

A 受付期間中は変更できます。申請を差戻しますので、保育課へご連絡ください。受付期間終了後は、その募集における希望園の変更はできません。結果通知後は、決定した園を確保したまま再調整の手続きや待機中の希望園変更ができる場合があります。

Q5 保育園と幼稚園で迷っています。どちらも申し込んで、一方を辞退することは可能ですか？

A 保育園と幼稚園の両方を同時に申し込むことはできません。一方の申込を取下げた後であれば申込は可能ですが、受付期間を過ぎている場合は、入園ができないことがあります。

Q6 第1希望だけを書いた方が有利になりますか？

A 第1希望だけを書くことで、利用調整における指数が上がることはありません。

申込方法・提出書類について

Q7 時短勤務予定ですが、会社とまだ相談していません。どうしたらよいですか？

A オンライン申請の際に時短勤務の取得予定をお聞きます。就労証明書に時短勤務について記載がない場合でも、時短勤務を申請する予定がある場合は、必ず申告してください。

Q8 オンライン申請の入力を間違えた場合はどうすればよいですか？

A 受付期間中であれば申請を差戻しますので、保育課へご連絡ください。受付期間終了後は、希望園や兄弟姉妹の入園条件など、申込者都合による変更はできません。なお、勤務状況・世帯状況の変化は、速やかに保育課へ連絡してください。

Q9 提出書類に不足や不備があった場合はどうなりますか？

A 必要書類が不足している場合は、申請を差戻します。指定期限までに再申請されない場合は、申込がなかったものとして扱います。また、指数算定使用書類の不足・不備については、補正を求めず減点して審査する場合があります。

育児休業・就労・出産などの保育を必要とする理由について

Q10 現在育児休業中ですが、4月に入園する場合はいつまでに職場復帰すればよいですか？

A 4月中に職場復帰が必要です。申込時に4月中に職場復帰することの誓約書を提出していただきます。なお、3歳以上児は、保護者が育児休業中に利用可能な場合があります。

Q11 出産のため入園希望ですが、出産日以降も継続して入園することができますか？

A 3歳未満児は、出産日の翌日から8週間を経過した日が属する月の末日まで在園できます。3歳以上児は、産後8週間経過後も、保育を必要とする理由があれば在園が可能です。

Q12 求職活動中でも申込できますか？

A 申込できます。ただし、新年度入園で3歳未満児クラスの場合は、第2次募集から受け付けます。

Q13 仕事を退職した場合、すぐ退園になりますか？

A 保育の必要がなくなったときは退園となりますが、直ちに求職活動を開始するなど保育を必要とする理由が認められれば入園を継続できる場合があります。

利用調整・入園先の決まり方について

Q14 パート・アルバイトの場合、正社員よりも入園選考の指数は低くなりますか？

A 雇用形態だけで指数が低くなることはありません。パート・アルバイトの場合でも、就労時間や雇用開始日などの条件が同じで、必要な指数算定使用書類が提出されていれば、正社員と同じ指数となります。

Q15 第1次募集で入園が決まらなかった場合はどうなりますか？

A 自動的に第2次募集以降の利用調整の対象となります。希望園を変更したい場合は、指定期間に手続きが必要です。

Q16 第3次募集までに入園が決まらなかった場合はどうなりますか？

A 第3次募集までに入園が決まらなかった場合は、自動的に年度途中入園の利用調整へ移り、第1希望の園のみを対象に利用調整を行います。複数の園での利用調整を希望する場合は、一旦申込を取下げた後再度入園申込が必要です。

兄弟姉妹・在園児がいる場合について

Q17 兄弟姉妹で同じ園に入園できますか？

A 必ず同じ園に入園できるわけではありません。年齢クラスごとの空き状況や申込者数により、兄弟姉妹で別々の園になる場合があります。

Q18 兄弟姉妹のうち、どちらか1人だけ内定した場合に入園するかどうかを選べますか？

A 申込時に選択できます。選択した条件により利用調整の取扱いが変わる場合がありますので、実際に入園する意思に合わせて選択してください。

施設利用の保留(不承諾)について

Q19 入園できなかった場合、不承諾通知は毎月届きますか？

A 最初の申込の結果としてのみ送付します。なお、待機中はオンライン申請により待機（保留）状態となっていることを証明するための書類（施設利用保留証明書）を発行します。

Q20 育児休業給付金をもらうために「施設利用保留通知書（不承諾通知書）」をもらうにはどうすればよいですか？

A 指定の受付期間中に申込があり、利用調整の結果、定員に空きがなく入園できない場合に、「希望保育所に空きがないため」と記載した書類を発行します。入園内定後に辞退した場合や受付期間外の申込については、「自己都合による」と記載します。なお、育児休業等の延長の可否は市で判断できないため、勤務先やハローワークへご確認ください。

保育料・その他の費用について

Q21 同一生計の祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？

A 父母に市民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりませんが、父母の市民税が非課税の場合、祖父母を保育料の算定の対象とする場合があります。この場合、算定対象となる祖父母の年齢制限はありません。

Q22 ひとり親世帯ですが、保育料の免除はありますか？ また、婚姻関係はありますが事実上離婚状態の場合、ひとり親世帯になりますか？

A ひとり親世帯の場合も保護者の税額から保育料を決定しますが、世帯の課税状況によっては保育料・長時間保育料が軽減される場合があります。婚姻関係が解消されていない場合でも、住民登録上の世帯が別かつ資料により家庭裁判所で離婚調停中等の要件を満たすことを確認できれば、保育料算定でひとり親と特例認定する場合があります。ただし、この場合はひとり親世帯のための保育料軽減は適用されません。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

Q23 保育料以外にどのような費用がかかりますか？

A 保育料以外に給食費（うち副食費）や制服、用品購入費、父母の会費、災害共済給付制度の加入掛金等がかかります。

Q24 長時間保育を利用するのは月2、3回ですが、長時間保育料の割引はありませんか？

A 長時間保育は常に一定の職員配置の下で行う保育サービスであり、月額で設定しているため日割り計算を行いません。月数回の利用でも長時間保育料は月額分を納付していただきます。

Q25 3歳以上児は保育料が無料ですか？

A 3歳以上児の保育料は無償化の対象です。ただし、給食費、用品代、制服代などは別途必要です。

内定後・入園後の手続きについて

Q26 西尾市外へ転出した場合も、同じ園に通えますか？

A 西尾市外へ転出した場合は、原則として転出日の属する月の末日で退園となります。

Q27 入園後に別の園に変わりたい場合はどうすればよいですか？

A 転園希望の届出をしていただくことで、利用しながら転園を待つことができます。